

財政援助団体等監査の結果

1 監査の期間

令和3年12月1日から令和3年12月24日

2 監査の対象

(1) 対象部課

教育委員会事務局 生涯学習課

(2) 対象事項

西野町ふれあいセンターの指定管理者である西野町ふれあいセンター運営委員会の令和2年度に執行された公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理運営状況について

3 監査の方法

所管課及び監査対象団体から提出された関係書類に基づき、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適切かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理業務について、施設の目的に沿った管理運営がなされているかどうかなどについて審査するとともに、監査対象団体職員及び所管部局職員の説明を聴取し監査を実施した。

4 監査の結果

指定管理業務については、施設の目的に沿った管理運営がされていると認められた。

ただし、指定管理に係る出納その他の事務において、以下に掲げるとおり、管理が不十分と思われる事項が見受けられた。今後は、適正な事務執行、施設管理がなされるよう十分留意し、改善、是正を要する事項についてはその措置を講じられたい。

(1) 人件費について

勤務時間中に実施されたミーティングについて、給与を重複して支給しているものがあった。

(指定管理料返還額：960円)